

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規則	頁
○行政組織規則の一部を改正する規則	一
訓令甲	一
○事務決裁規程の一部を改正する訓令	一
告示	一
○平成四年宮城県告示第五百四十一号(非常勤職員公務災害補償等条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部改正	二
○平成八年宮城県告示第五百六十二号(非常勤職員公務災害補償等条例に基づく介護補償の額)の一部改正	二
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定(二件)	三
○認証食品の認証	三
○県営土地改良事業の工事の完了	三
○保安林の指定施業要件の変更	三
○土地収用法に基づく収用の手続開始(三件)	四
○土地改良区の定款変更の認可(二件)	四
○土地改良区の定款変更の認可	四
公告	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(二件)	五
教育委員会	五
○教育委員会定例会の開催	九

規則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月四日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第五十三号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条オリンピック・パラリンピック大会推進課の分掌事務の項第一号中「平成三十二年」を「令和二年」に改める。

第十八条土木総務課の分掌事務の項第五号中「下水道事務所」を削り、同条用地課の分掌事務の項に次の一号を加える。

九 地域福利増進事業及び土地収用法の特例の裁定に関すること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令甲

○宮城県訓令第十七号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年六月四日

宮城県知事 村井嘉浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程(昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号)の一部を次のように改正する。
別表第一土木部長の用地課に係る専決事項の項に次の一号を加える。

六 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号)の施行に
関すること。

イ 特定所有者不明土地への立入り等の許可(第六条)

ロ 障害物の伐採等の許可(第七条)

ハ 裁定申請の却下(第十二条)

ニ 土地使用権等の取得についての裁定(第十三条)

ホ 土地等使用権の存続期間の延長についての裁定(第十九条)

- ヘ 土地使用権等の譲渡についての承認(第二十二條)
 - ト 裁定の取消し(第二十三條)
 - チ 使用権設定土地の原状回復命令等(第二十五條)
 - リ 土地収用法の特例に係る裁定申請の却下(第二十九條、第三十七條)
 - ヌ 土地収用法の特例に係る裁定手続の開始の決定等(第三十條、第三十七條)
 - ル 土地収用法の特例に係る収用又は使用についての裁定(第三十二條、第三十七條)
- 別表第一用地課長の専決事項の項に次の一号を加える。
- 五 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に関する次のこと。
 - イ 関係市町村長及び行政機関の長の意見の聴取(第十一條)
 - ロ 裁定申請があった旨等の公告及び縦覧(第十一條)
 - ハ 裁定申請があった旨の通知(第十一條)
 - ニ 収用委員会の意見の聴取(第十三條)
 - ホ 裁定の通知等(第十四條)
 - ヘ 報告及び立入検査(第二十六條)
 - ト 土地収用法の特例に係る裁定申請があった旨等の公告及び縦覧(第二十八條、第三十七條)
 - チ 土地収用法の特例に係る収用委員会の意見の聴取(第三十二條、第三十七條)
 - リ 土地収用法の特例に係る裁定の通知等(第三十三條、第三十七條)
 - ヌ 土地収用法の特例に係る立入調査(第三十六條、第三十七條)
- 附則
- この訓令は、令和元年六月四日から施行する。

告 示

○宮城県告示第五百四十六号

平成四年宮城県告示第五百四十一号(非常勤職員公務災害補償等条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から適用する。

令和元年六月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最 低 限 度 額	最 高 限 度 額
---------	-----------	-----------

二十歳未満	四、九〇〇円	一三、二八五円
二十歳以上二十五歳未満	五、四八四円	一三、二八五円
二十五歳以上三十歳未満	六、〇一〇円	一四、二四九円
三十歳以上三十五歳未満	六、三八九円	一七、二八五円
三十五歳以上四十歳未満	六、七六〇円	一九、〇五二円
四十歳以上四十五歳未満	七、〇四二円	二一、三九九円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇八六円	二三、三〇四円
五十歳以上五十五歳未満	六、九一三円	二五、二三二円
五十五歳以上六十歳未満	六、四二四円	二四、七九七円
六十歳以上六十五歳未満	五、二二二円	一九、七六九円
六十五歳以上七十歳未満	三、九六〇円	一四、九九七円
七十歳以上	三、九六〇円	一三、二八五円

○宮城県告示第五百四十七号

平成八年宮城県告示第五百六十二号(非常勤職員公務災害補償等条例に基づく介護補償の額)の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から適用する。

令和元年六月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表常時介護を要する状態の項中「十万五千二百九十円」を「十六万五千五百五十円」に、「五万七千九百九十円」を「七万七千九百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千六百五十円」を「八万二千五百八十円」に、「二万八千六百円」を「三万五千四百円」に改める。

○宮城県告示第五百四十八号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

令和元年六月四日

事業所番号 〇四五二〇〇四六一	事業所の名称及び所在地 風和の郷 栗原市鷺沢南郷下日 照七十五番地	指定障害児通所 支援の種類 児童発達支援・ 放課後等デイサ ービス	設置者名 株式会社同仁	指定年月日 令和元年六月 一日
--------------------	--	---	----------------	-----------------------

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第五百四十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和元年六月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四一〇二一〇四三九	事業所の名称及び所在地 ゆにばーさるプラザ 石巻市門脇町二丁目 二一二十一	指定障害福祉サ ービスの種類 生活介護	設置者名 社会福祉法人 夢みの里	指定年月日 令和元年六月 一日
---------------------	--	---------------------------	------------------------	-----------------------

○宮城県告示第五百五十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和元年六月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四一一三〇〇五二八	事業所の名称及び所在地 風和の郷 栗原市鷺沢南郷下日 照七十五番地	指定障害福祉サ ービスの種類 生活介護	設置者名 株式会社同仁	指定年月日 令和元年六月 一日
---------------------	--	---------------------------	----------------	-----------------------

○宮城県告示第五百五十一号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

令和元年六月四日

一 認証食品

宮城県知事 村 井 嘉 浩

認証 番号 二二五 一七	品 目 乾のり・ 焼きのり	申請者の氏名 又は名 称 株式会社RYJAPAN	製造業者の名称 又は屋 号 岩佐海苔店	製造所等の所在地 巨理郡山元町山寺字町東十三 番二号
-----------------------	---------------------	--------------------------------	---------------------------	----------------------------------

二 認証年月日

令和元年五月二十八日

○宮城県告示第五百五十二号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和元年六月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地 区 名 飯島	事 業 の 名 称 農地整備事業（経営体育成型）	工事完了年月日 平成三十一年三月二十五日
伊豆沼2工区	農山漁村地域整備交付金（水利施設整備 事業（排水対策特別型））	平成三十一年三月二十六日

○宮城県告示第五百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年六月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
石巻市（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
魚つき
 - 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

石巻市(次の図に示す部分に限る。)

(一) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

○宮城県告示第五百五十四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三十四条の規定による収用の手続開始の申立てがあったので、同法第三十四条の三の規定により、次のとおり告示する。

令和元年六月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 収用の手続が開始される土地等

- 1 起業者の名称 宮城県

- 2 事業の種類 県道石巻鮎川線改築工事(給分浜道路・石巻市大原浜京地内から同市給分浜羽黒下地内まで)

- 3 収用の手続が開始される土地 石巻市大原浜人石山及び給分浜中沢地内

二 起業者が収用の手続を開始しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

石巻市役所(道路第一課)

○宮城県告示第五百五十五号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三十四条の規定による収用の手続開始の申立てがあったので、同法第三十四条の三の規定により、次のとおり告示する。

令和元年六月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 収用の手続が開始される土地等

- 1 起業者の名称 宮城県

- 2 事業の種類 一般国道三百九十八号改築工事(雄勝道路・石巻市雄勝町雄勝字唐桑地内から同市雄勝町雄勝字寺地内まで)

- 3 収用の手続が開始される土地 石巻市雄勝町雄勝字具壺及び字船戸神明地内

二 起業者が収用の手続を開始しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

石巻市役所(道路第一課)

○宮城県告示第五百五十六号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三十四条の規定による収用の手続開始の申立てがあったので、同法第三十四条の三の規定により、次のとおり告示する。

令和元年六月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 収用の手続が開始される土地等

- 1 起業者の名称 宮城県

- 2 事業の種類 県道女川牡鹿線改築工事(飯子浜工区・牡鹿郡女川町大石原浜字向地内から同町飯子浜字夏浜地内まで)及びこれに伴う町道付替工事

- 3 収用の手続が開始される土地 牡鹿郡女川町野々浜字野々浜及び字大道地内

二 起業者が収用の手続を開始しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

女川町役場(建設課)

○宮城県告示第五百五十七号

仙台市岩切土地改良区の定款変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和元年五月二十七日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和元年六月四日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 山 口 浩 徳

○宮城県告示第五百五十八号

名取土地改良区の定款変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和元年五月二十四日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和元年六月四日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 山 口 浩 徳

○宮城県告示第五百五十九号

宮城県告示第五百五十九号

河南矢本土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和元年五月二十八日認可した。
 なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和元年六月四日

宮城県東部地方振興事務所

所 長 高 橋 剛 彦

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年六月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 ローター除雪車（二・二m級・二・六m幅（スイングオーガ付）） 一台

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 令和二年二月二十八日（金）

4 納入場所 北部土木事務所門沢除雪ステーション

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県品の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続

開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城

県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三五）へ令和元年六月十二日（水）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇一八五七〇宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班（担当 須藤 凜太郎 電話〇二二一二一一三三五）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和元年六月十二日（水）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和元年六月十二日（水）から令和元年六月十四日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和元年六月十四日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合
入札期間 令和元年六月十九日（水）午前九時から令和元年六月二十日（木）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和元年六月二十日（木）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和元年六月二十一日（金）午前十時五分 宮城県行政庁舎二階第一入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十六号）第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Rotary snowplow (2.2 m. class, 2.6 m. width (equipped with swing auger)) (1 vehicle)

2 Deadline for Delivery : February 28, 2020 (Fri)

3 Place of Delivery : Kadosawa Snow Removal Station at Miyagi Prefecture Hokubu Public

Works Office

4 Deadline for Bid Submission : June 20, 2019 (Thu), 5 : 00 p.m.

5 Contact Person : Rintaro Suto, Procurement Section, Government Contract Division,
Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aobaku, Sendai, Miyagi
980-8570 Japan, TEL.: 022-211-3333

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年六月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 凍結防止剤散布車（湿式・三七級（プラウ装置付）） 一台

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 令和二年三月十日（火）

4 納入場所 宮城県北部土木事務所栗原地域事務所

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六六十七条の四の規定に該当しない者であることを要すること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく

更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二二一―三三三五）へ令和元年六月十二日（水）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇一八五七〇宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班（担当 須藤 凜太郎 電話〇二二二二二一三三三三）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和元年六月十二日（水）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和元年六月十二日（水）から令和元年六月十四日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和元年六月十四日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和元年六月十九日（水）午前九時から令和元年六月二十日（木）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和元年六月二十日（木）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。

ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

二 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和元年六月二十一日（金）午前十時 宮城県行政庁舎二階第一入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十六号）第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Antifreeze spreader (liquid type, 3 t. class (equipped with plowing device)) (1 vehicle)

2 Deadline for Delivery : March 10, 2020 (Tue.)

3 Place of Delivery : Miyagi Prefecture Hokubu Public Works Office Kurihara Regional Office

4 Deadline for Bid Submission : June 20, 2019 (Thu), 5 : 00 pm.

5 Contact Person : Rintaro suto, Procurement Section, Government Contract Division.

Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aobaku, Sendai, Miyagi
980-8570 Japan. TEL: 022-211-3333
6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第九号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和元年六月四日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

一 日時 令和元年六月十一日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

第一号議案 高等学校入学者選抜審議会委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二―二二一―一三六一一）